

議案第26号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の1項を加える。

- 5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。ただし、出動時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額する。

災害の場合 1回につき 8,000円

警戒の場合 1回につき 8,000円

訓練その他の公務に従事した場合 1回につき 5,300円

機械器具手入れ 1回につき 1,200円

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、」を削り、「第

53号」を「条例第53号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第26号参考資料

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、次により年額報酬を支給する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。ただし、出動時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額する。</u></p> <p>災害の場合 1回につき 8,000円</p> <p>警戒の場合 1回につき 8,000円</p> <p>訓練その他の公務に従事した場合 1回につき</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条</p> <p>団員には、次により<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>(略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>

5,300円
機械器具手入れ 1回につき 1,200円
(費用弁償)
第13条

団員が公務のため旅行した場合、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）別表の第2号の適用を受ける者の旅費相当額を旅費として支給する。

2 (略)

(費用弁償)
第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場
合においては、次により費用弁償を支給する。ただし、出
動時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにそ
の額の5割相当額を増額する。

水火災の場合 1回につき 7,000円

警戒の場合 1回につき 7,000円

訓練その他の公務に従事した場合 1回につき

5,300円

機械器具手入れ 1回につき 1,200円

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、山
陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小
野田市第53号）別表の第2号の適用を受ける者の旅費相
当額を旅費として支給する。

3 (略)